

令和 8 年度の業務内容

1. 近畿ブロックの府県等による災害廃棄物関連情報の整理

令和 7 年度大規模災害発生時における近畿ブロック災害廃棄物対策調査検討業務において行った調査・検討事項について、変更事項の確認及び、新規事項について検討を行う。

調査は、環境省本省が秋頃実施する予定の調査に合わせて依頼を行う。

令和 7 年度調査に引き続いて実施する調査項目

- ・府県担当者宛てに調査票を添付したメールを配信し、府県担当者から調査対象者に配信する。調査対象者は、環境省の委託業者に直接返信する。
- ・回答は、昨年度回答された内容から変更がない場合は回答しない(変更なしと記述)。
- ・昨年度から変更ある場合に、修正履歴が分かるように記述して回答する。
- ・調査結果の公表は全体分析、府県別分析までとし、自治体等別の調査結果は公表しない。府県を含むブロック協議会構成員に対する情報提供も公表情報のみとする。
- ・昨年度調査を進めるうえで判明した実務上の課題を考慮して実施する。

(1) 近畿地方環境事務所が定期的に実施

①災害廃棄物仮置場調査

- ・府県、市町村、一部事務組合等を対象とし、災害発生時における廃棄物の集積所や仮置場、または候補地として選定している場所(他の使用方法も含めたオープンスペースとして選定している箇所を含む。)等について、近畿ブロック内の自治体の最新情報を調査する。(2年毎に実施)
- ・府県毎に閲覧できるよう整理するとともに、府県担当者に提供する。

②府県有地等の仮置場候補地の現地調査

※机上調査・現地調査

- ・府県有地の仮置場候補地(1ha以上。計10箇所程度)に対し、航空画像等により候補地の絞り込みを行った後、絞り込んだ候補地の施設管理者等との協議を実施する。選定にあたっては、令和6年度に自治体に対して実施した仮置場調査により得られた国有地等の利用希望情報に、近畿財務局が公表している「地方公共団体に提供可能な未利用地国有地情報」をもとに新たに調査希望のあった国有地を加え、府県を通して市町村に優先順位を確認する。
- ・協議の上、立入許可が下りた候補地は現地調査を実施し、選定条件の確認、アクセス道路の状況、大型車両の通行の可否、仮置場として活用可能な実質面積、保管容量等の確認を行う。

- ・以上を踏まえ、候補地にて実効性ある仮置場運用をするにあたっての条件整理及び評価を実施する。
- ・近畿地方環境事務所が令和3年度以降に実施した机上調査及び現地調査の結果について、発災時に府県及び調査地の自治体が迅速に活用できるようにとりまとめ、府県や自治体担当者と共有する。

(2) 環境省本省調査結果を活用する調査【府県、市町村、一部事務組合等を対象】

※アンケート調査

①災害廃棄物処理計画の策定状況等

- ・本省の調査結果をもとに全国と近畿圏の進捗状況を整理する。

②災害時相互協定【府県、市町村、一部事務組合等を対象】

- ・災害時の廃棄物処理に係る協定及びその内容について整理する。

③災害廃棄物処理に関する研修・訓練

- ・災害廃棄物に係る研修・訓練等（防災訓練の一環として実施するものを含む）の実績及びその内容等について整理する。

④廃棄物処理施設等の老朽化状況・災害時の自立稼働・自立起動状況

⑤住民・ボランティア等への啓発・広報（発災時・平時）

⑥社会福祉協議会との平時からの連携体制

⑦収集運搬機材及び廃棄物処理従事職員数

2. 大規模災害時の大阪湾圏域等での連携協力及び災害廃棄物処理の継続検討

令和4年度に大阪湾圏域広域処理場整備促進協議会環境部会において、令和元年度からの3か年に及ぶ検討の成果を共有した。これにより、発災時の大阪湾圏域の災害廃棄物の処理対応方針について確認し、共有することができた。令和5年度はワーキンググループにおいて状況を確認した。令和6年度は大阪湾広域臨海環境整備センターが検討した「大阪湾フェニックス処分場における災害廃棄物処理に係る考え方」について意見交換を行った。令和7年度は、発災時の府県ごとの受入れ上限量の調整について、調整のタイミング（タイムライン）、市町村ごとの割当量の決定方法について意見交換を行った。

今年度は、発災時の廃棄物処理の継続及び災害廃棄物処理に向けて大阪湾圏域及び近畿ブロックの市町村、府県、近畿地方環境事務所が平時及び発災時に取るべき対応について、引き続きワーキンググループ（1回程度）を通じて情報の共有を図る

3. 人材育成事業

災害廃棄物処理担当者向けの勉強会を実施する。

1) 初任者向け災害廃棄物処理説明会

府県及び市町村の新任担当者に対して、初動対応や情報伝達方法の説明など、様々な災害廃棄物処理事業に関する内容に関する説明会を出水期前の5月22日(金)に開催した。

2) 課題別研修会

国の検討会や有識者の意見を踏まえ、災害廃棄物処理に関連する課題をテーマとして、課題別研修会を自治体職員や近畿ブロック内人材バンク登録者向けに各2～3時間を3回程度開催する。

4. 地域別出前講座の実施・運営

近畿地方環境事務所が市町村等を対象とした地域別出前講座を行う。

出前講座は、近畿ブロック管内12地域程度において、一部事務組合とその構成市町村や近隣の複数市町村を対象に、1地域当たり2～3時間の内容で実施する。なお、各府県の実施地域については、参加市町村等の状況、地域特性等を踏まえて決定する。

5. 仮置場設置・運営訓練等の実施・運営に係る支援

近畿ブロック管内の自治体を実施する災害廃棄物仮置場や集積所の設置、運営等に伴う演習、またはワークショップ及び実地訓練(以下「訓練等」という。)について、その実施や運営を支援する。

訓練等の実施要領を作成し、近畿ブロック管内の府県及び市町村を対象に本実施要領に基づく訓練等の実施方法・内容について提案募集を行い、応募自治体の提案内容等を踏まえて、6自治体程度(複数の自治体等による共同実施を含む)を選定する。

1自治体(1回)当たりの訓練等は演習等2時間、実地訓練2時間程度とし、仮置場の設置・運営等に必要となる一連の業務を模擬体験できる内容とする。

訓練等の実施自治体は、実施要領や提案内容等に基づき、実地訓練を行う仮置場候補地について調整・用意するものとし、請負者は実施自治体や担当官と調整の上、演習等の会場（50名程度収容）の手配、当日の運営を支援するほか、訓練等に用いる資料・資材等を準備する。実地訓練で使用する車両及び廃棄物は自治体等の所有する車両や廃棄物を活用することを前提とするが、用意できない場合や不足する場合は、請負者が車両や廃棄物の種別が判る張り紙をした段ボール箱等を用意する。

6. 府県及び市町村災害廃棄物処理計画改定に係る支援

令和6年8月に閣議決定された第五次循環型社会形成推進基本計画では、新たに自治体の災害廃棄物処理計画における水害想定率を2030年度までに60%にする指標が設定された。また、昨年3月には中央防災会議は「南海トラフ巨大地震対策について（報告書）」を公表し、南海トラフ巨大地震の最大クラスにおける被害想定量が示された。

そのため、近畿ブロック管内で計画を改定する府県及び市町村・一部事務組合（6自治体程度）を対象に、能登半島地震における災害廃棄物処理等で明らかになった課題や教訓（公費解体、し尿処理等）、水害対応、受援対応等も踏まえ、実効性のある計画案となるよう改定を支援する。

- ①「災害廃棄物対策指針（改定版）」（平成30年3月）や「災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン（令和5年4月）等を踏まえ、計画策定に係る募集要領を作成。
 - ②募集要領に基づき、府県を通じて近畿ブロック管内の自治体から改定項目や内容の募集を行い、応募自治体の改定内容等を踏まえて、6自治体程度を選定。
 - ③災害廃棄物処理計画改定の必要性、ポイント等について説明。
 - ④中間時点で支援自治体からの質問の共有など、必要な助言や支援を実施。
 - ⑤最終の改定案作成に向けた必要な助言や支援を実施。
- ※③～⑤はオンライン等で各1回程度実施を想定。
- ※その他、市町村等からの質問にはメールまたは電話で対応。

7. 行動計画の改定に係る検討

環境省本省が検討している災害廃棄物対策指針改定に係る方向性や改定内容、他ブロック行動計画の内容、改定状況等を踏まえ、現行動計画の改定内容について検討、整理する。近畿ブロック内外の被災自治体への支援や受援に係る手順・方法等について既存資料をもとに検討、整理する。

改正内容の検討にあたっては、近畿ブロック協議会構成員や有識者等の意見を聴取する。

8. 府県及び市町村等の災害廃棄物処理計画の収集・整理

府県及び市町村（一部事務組合含む）の災害廃棄物処理計画の電子ファイル（非公開の計画を含む）を入手し、府県毎に閲覧できるように整理する。

収集後、各府県担当者に電子ファイルを提供する。